平成２３年（フ）第１０３号
鳥取県米子市両三柳151番地13　フレグランスＡ―102号
債務者　石原　直美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２１５号
愛媛県東温市見奈良1243―２　松山刑務所内、住民票上の住所愛媛県松山市山越４丁目２番34号
債務者　山口　敬文
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
宮崎県都城市豊満町2121番地２
債務者　安藤　節子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１１０号
宮崎県えびの市大字原田2208番地５
債務者　門田　満子（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１１８号
宮崎県都城市蓑原町2390番地
債務者　山下　善行
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１１９号
宮崎県都城市宮丸町2888番地１、前住所宮崎県都城市五十町1075番地３
債務者　四元　政人
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１２０号
宮崎県都城市宮丸町2888番地１、前住所宮崎県都城市五十町1075番地３
債務者　四元ノブ子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１２８号
宮崎県日向市大字財光寺644番地３
債務者　三浦　幾代
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿屋市川西町3483番地11
債務者　林　　文雄
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿2362番地
債務者　櫻木　真紀（旧姓**草**場）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
鹿児島県肝属郡肝付町北方1783番地１
債務者　立石　友博
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
盛岡市北山２丁目20番６号　赤山竹ノ荘15号、旧住所盛岡市若園町３番５号
債務者　室川　嘉男
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３０８号
盛岡市南仙北２丁目７番16号
債務者　菅原ひとみ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３２６号
岩手県紫波郡紫波町南伝法寺字新田36番地
債務者　細川美奈子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３２７号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第13地割266番地４　メゾンこずかた201号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割335番地アドラシオンⅡＡ102号
債務者　吉田　真純
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３３３号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1197番地６　メゾンサンライズ103号
債務者　工藤　定昭
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９３号
長野県上田市上野15番地１　フレグランスやまとW202号
債務者　水科ひとみ（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
長野地方裁判所上田支部